

母子生活支援施設ってなあに？

母子生活支援施設（すみれ寮）は、児童福祉法に基づく施設です。

18歳未満のお子さんを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚できない家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、お子さんの養育が十分にできない場合に、お子さんと一緒に入所できる施設です。

世帯の自立を促進するため、母子支援員・少年指導員により、お母さんの生活の支援、お子さんの養育等の支援を行います。

また、すみれ寮を退所した母子家庭からの相談に対応し、必要な支援を行います。



入所について

- 入所等については、下記相談窓口へご相談ください。

【相談窓口】

- 青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センター
017-734-5817
- 青森市福祉部子育て支援課
017-734-5334



支援内容

退後の生活を築くために、入居されたかたと一緒に自立へ向けた計画を作り、支援していきます。

課題解決に向け支援します

- 今後の生活設計や健康上のこと、子育て、就職等の悩みについて、一緒に考えて対応します。
- 関係機関と連携をして、さまざまな課題を解決します。

就労を支援します

- 求職・資格取得などに協力します。
- 生活の安定に向け、常に考え対応します。

子ども・子育てを支援します

- 子どもの日常生活や遊び、野外活動、学習などへの支援を通して、子どもの心身の発達や発育を支えます。
- 子どもの病気や就職活動、就労などの時に、補完保育や学童保育、病後児保育など行います。

日常生活を支援します

- 各種手続きへの付き添いや、関係機関との連絡調整などを行います。

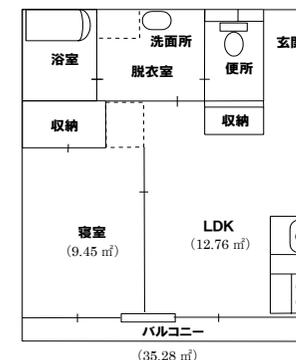


すみれ寮の生活

- すみれ寮は共同生活の場です。
- 電気、水道などの公共料金、個人の生活に必要な費用は、各自の負担となります。

すみれ寮施設案内

母子室（オール電化・トイレ・バス付き）



共同スペース

- 保育室、学習室、集会室
- 静養兼医務室、相談・面接室など